

さいきし
佐伯市地域おこし協力隊員の募集要項

佐伯市は、大分県南東部の宮崎県との県境に位置し、平成17年に1市5町3村（中心部に位置する旧佐伯市とその周辺に位置する海岸部に面した4つの町村及び山間部に位置する4つの町村）が合併し、面積903平方kmの九州で一番広い面積を持つまちとなりました。

祖母傾国定公園や日豊海岸国定公園など、一流の自然を有する本市は、山・川・海の豊かな自然や温かい人情などを生かし、それらを愛し、継承していく「佐伯人（さいきびと）」を育成していくことで、当市の将来像である『地域が輝く「佐伯がいちばん」の人・まちづくり』を推進しています。また、将来にわたり持続可能な循環型共生社会「さいきオーガニックシティ」の実現に向けて、令和2年に策定した「さいきオーガニック憲章」のもと、「経済」「社会」「環境」の各側面が有機的に結びつくような各種施策に取り組むこととしています。

しかしながら、各地域で少子高齢化や過疎化が進み、この10年で人口が1万人減少するなど、地域力の減退が深刻化しており、特に若い世代が佐伯市に関心をもつことが重要であると考えています。

令和7年4月1日現在、当市では現在7人の地域おこし協力隊が有機農業の実践や地域の活力向上の推進、漫画を活用した地域情報などの発信、陶芸館を活用したアート体験、空き家バンクの登録促進、空き店舗活用推進などに取り組んでいます。

平成29年度以降卒業の隊員は63.6%が定住しています。

今回は、新たに1人の協力隊員を募集します。地域で新たなチャレンジに取り組んでみたい、やる気のある隊員の応募をお待ちしています。

Ⅰ 募集要領

（１）活動開始日 令和8年2月1日から

（※活動開始日は市と協議の上、前後で調整可能です。）

（委嘱期間は4（２）を参照。）

（２）申込受付期間 令和7年10月21日（火）から令和7年12月1日（月）まで

（※令和7年12月1日（月）必着のこと）

（３）提出物 ①地域おこし協力隊 応募用紙

②活動計画書（様式任意）

③住民票（抄本）1通（直近3か月以内のもの。本籍、世帯主、マイナンバー必要なし）

（４）提出方法 持参・郵送・メール送信の何れかで、上記①～③を提出してください。

また、メールで応募する場合、③については写真撮影したものを送信して下さい。

持参先	佐伯市役所 地域振興部 地域振興課 ふるさと振興係 （2階/40番窓口）
郵送先	〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 佐伯市役所 地域振興部 地域振興課 ふるさと振興係 宛
メール先	saiki-eiju@city.saiki.lg.jp

(5) 募集内容

担当課	活動地域	募集内容（ミッション）	募集人数
①地域振興課 (ふるさと振興係)	佐伯市全域	・空き家バンクの利用申請及び物件登録の受付業務 ・空き家バンク物件の内見等の案内業務 ・空き家バンク委託事業者及び不動産事業者との連絡調整業務 ・移住相談業務（窓口相談対応・電話相談対応・移住相談会対応ほか） ・第2次佐伯市総合計画の目標値である移住者数を達成すること。 ・SNS等による情報発信、PR活動 ・担当職員との業務連携を図ること。	1人
②農政課 (有機農業推進係)	佐伯市全域	・有機農業の実践及び模擬営農 ・有機JAS認証取得農家の元での栽培技術及び経理研修 ・有機栽培を行っている女島第二市民ふれあい農園の管理運営支援 ・SNS等による情報発信、PR活動 ・担当職員との業務連携を図ること。	1人
③弥生振興局 (地域振興・市民サービス係)	弥生地域	・ジビエ肉を中心とした特産品開発（協力団体との共同作業） ・道の駅やよい等を中心に地域の活性化に向けた取り組み ・狩猟や有害鳥獣駆除等について学ぶ ・狩猟免許がない場合、任期中にその取得を目指す ・SNS等による情報発信、PR活動 ・担当職員との業務連携を図ること。	1人

(各募集の詳細は、別紙募集内容に関する詳細事項を確認してください。)

(6) 選考の流れ等について

ア 1次選考（書類審査）

提出書類による選考の上、令和7年12月10日（水）までに、結果を応募者に通知します。

イ 2次選考（面接）

(ア) 1次選考合格者について、下記のとおり面接を行います。

基本的に佐伯市役所で行いますが、市役所以外の場所を希望される方は、御相談ください。

※日程は相談の上決定しますが令和7年12月14日（日）～24日（水）を予定しています。結果は、令和7年12月31日（水）までに通知します。

(イ) 面接時に活動計画書に基づく5分から10分程度のプレゼンテーションを行っていただきます。（プレゼン資料がある場合は持参してください。）

ウ その他

佐伯市役所で面接を受ける場合、60歳以下の方は、本市の移住推進事業である「お試し滞在補助(交通費及び宿泊費)」の活用が可能です。詳しくは御相談ください。

2 応募要件

次に示す全ての要件に該当する必要があります。

- (1) 3年間を通じて、地域コミュニティに根ざした地域づくりに意欲がある人
- (2) 募集開始日(令和7年10月)時点で政令指定都市又は三大都市圏をはじめとする都市地域(過疎地域、山村振興地域、離島地域、半島地域等に該当しない市町村)に在住し、佐伯市内の活動地区内に住民票を異動して居住できる満20歳以上の人
※政令指定都市、三大都市圏、都市地域等の地域要件については、以下のアドレスから確認してください。
https://www.soumu.go.jp/main_content/000717676.pdf
- (3) 地域おこし協力隊の活動期間終了後も佐伯市に定住し、就業しようとする意欲を持っている人
- (4) 心身ともに健康で、地域おこし協力隊の活動以外においても地域協力活動に誠実・熱心に取り組むことができる人
- (5) パソコンの一般的な操作(ワード、エクセル、パワーポイント、メール、インターネット、SNS等)ができる人
- (6) 普通自動車運転免許証を有している人または着任までに取得予定の人
- (7) 地域振興課を希望で宅地建物取引士の資格を保有している場合は優先して選考します。
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない人

3 基本的業務概要

(1) 全協力隊員共通の業務項目

- ア SNS等を活用した地域情報や活動内容の発信(必須)
- イ 活動に必要なと思われる研修会、連絡会議、地域の集会等への参加
- ウ 隊員としての任期終了後の定住に向けた生活基盤の構築活動
- エ 地域おこし協力隊として市長が必要と認める業務

(2) 業務外で推奨される活動項目

居住地域や活動地域で実施される地域活動(清掃作業、地域の祭りの参加、消防団の加入等)

4 待遇

(1) 形態

個人事業主として、市と委嘱に係る合意書を取り交わし、地域おこし協力隊として市長が委嘱します。市が採用者を雇用する関係性はありません。

(2) 委嘱期間

委嘱期間は、佐伯市長及び委嘱された地域おこし協力隊の双方が同意する場合に限り年度毎に更新可能で、最長3年間まで延長できます。

(順調に更新された場合、令和11年1月31日までの任期となります。)

※ 地域おこし協力隊員としてふさわしくないと市長が判断した場合には、任期中であっても委嘱を取り消すことがあります。

※ 活動開始日は市と協議の上、調整することができます。

(3) 報償費及び手当

ア 報償費

地域協力活動の対価として、月額202,010円の報償を支給します。

(報償は毎月支払います。また、賞与・退職金の支給はありません。)

イ 手当

通勤手当・・・特定の勤務場所の指定はしませんので、通勤手当はありません。

時間外手当・基準外に活動を実施した場合、時間外手当の支給はありません。

(4) 福利厚生等

ア 保険等

個人事業主は国民健康保険、国民年金となります。雇用保険はありません。

市が直接雇用しないため、公務災害の適用外になりますので、個人で活動保険（個人傷害保険及び個人賠償保険等）に加入する必要がありますが、市が保険料の一部を別表の上限額まで負担金として交付します。

イ 住居

活動期間中の住居賃借料（駐車場代等含）を別表の上限額まで市が負担として交付します。

※住居は原則活動地域内となります。市が物件探しのお手伝いをします。住居の条件等を相談の上、候補物件を探しますので、その中から選択していただきます。ただし契約は個人名義となります。

ウ 活動費等

旅費は研修や資格取得に必要な交通費で、参加前に事前協議し認められた費用について活動費として利用できます。（基本的に交通費は実費支給で日当等は支給されません。）

活動に必要な経常的な経費は、負担金として交付します。年度分を分割して交付し、各年度の最後に精算します。

下記別表の活動に係る経費のうち契約が必要なものについては、隊員個人名義での契約となります。

【別表】

N0	内 容	負担金の上限額	備 考
①	住居賃借料(駐車場代等含)	上限 50,000円/月	採用時敷金・礼金・仲介手数料を15万円まで負担
②	車両借り上げ料(リース等)	上限 30,800円/月	
③	車両保険料	上限 94,000円/年	
④	車両燃料代	上限 10,000円/月	
⑤	パソコン借り上げ料(レンタル等)	上限 5,000円/月	
⑥	Wi-Fi利用料	上限 5,000円/月	
⑦	個人傷害保険・賠償保険料	上限 5,000円/月	
⑧	活動費 消耗品、修繕料、委託料、使用料及び賃借料、交通費・宿泊費など	上限 40,000円/月 年間活動費は48万円まで ※1・※2は上記に含む(参照)	・活動に必要な消耗品や修繕料 ・ラベルやデザイン等の製作に係る委託料等 ・会議室借用時の使用料や研修時の駐車場、高速代の使用料等

※1資格取得費用負担金の場合上・・・上限 50,000円/年：参加料・負担金等に係る経費

※2旅費の場合・・・・・・・・・・・・・上限150,000円/年：研修や資格取得に必要な旅費

- ・自家用車を業務で使用する条件を満たした場合は、燃料代を予算の範囲で負担します。
- ・活動に必要な作業着や事務用品、事業を実施するために必要な経費は活動費から予算の範囲内で負担します。
- ・食糧費（飲食に係る経費）や備品購入に係る経費は、たとえ活動に必要であっても原則認められませんのでご注意ください。
- ・上記内容の項目①～⑧は市が負担する上限金額を設定しています。ただし、上記の ⑧活動費（必要経費）480,000円（総額は月割）の用途は協議により決定しますので、予算の範囲内での執行を目安と考えて下さい。なお、上限金額等は市の予算配分により変動する場合があります。
- ・また、2年目以降の活動費については、隊員と配置された担当課で実施したい事業について事業計画や予算計画を作成し、認められた事業について活動費が確保されます。
- ・資格取得にかかる費用は資格取得に要する経費のうち、参加費、受講料、負担金等について、かかる経費に10分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じた時は、これを切り捨て額）は隊員が負担する。
- ・3年以内に退任した場合は、車両借り上げ料やパソコンの借り上げ料などは、個人負担が発生することがありますので、借り上げる際はご注意ください。

5 委嘱の条件等

（1） 委嘱に関する合意書の取り交わし

別添の佐伯市地域おこし協力隊隊員委嘱に関する合意書の内容を承諾していただきますので、応募に際し詳細について事前にご確認をお願いいたします。

（2） 活動時間

基本は、1日当たりの活動時間は7時間45分で、1か月当たり116時間15分で15日を基準とします。ただし、1か月当たりの活動日数15日を超過しないよう活動を行っていただきます。

なお、1日の活動時間が7時間45分に満たない場合はその限りではありません。

（3） 活動報告

協力隊員は、その活動内容については活動日報及び活動月報により活動月の翌月7日までに担当課に報告していただきます。また7日が土曜日、日曜日又は国民の休日にあたる場合は翌営業日に提出するものとします。また、活動に要する経費の整理を行うとともに帳簿、預金通帳、請求書及び領収証等により経費の用途が確認できる書類の報告も併せて提出していただきます。市から別途要請があった場合は、活動報告会等を行っていただきます。

（4） 担当部署

Ⅰ（5）表中、今回募集の隊員は、①は地域振興課、②は農政課、③は弥生振興局が担当部署となります。

（5） 副業

活動以外の時間で、隊員活動に支障がない範囲で副業は可能です。ただし、社会通念上ふさわしくないものは認められません。副業をする場合は、担当課と事前に協議してください。

（6） 定住に向けた取組

ア 大分県等が主催する各種研修会への参加、業務に必要な資格の取得、佐伯市内の企業の就職説明会の参加、起業や事業承継の補助金等の創設など隊員のフォローアップなどを行っています。

イ 地域の活性化で起業や事業承継に要する経費の一部を補助する、「佐伯市地域おこし

協力隊起業・事業承継支援補助金（補助対象経費の10分の8で上限1,000,000円まで）を活用することができます。

ウ 3年間の任期満了後の定住のための引っ越し費用及び礼金・仲介手数料を要件に基づき1回のみ上限金額までを市が負担します。

（引っ越し費用：上限50,000円/回まで、礼金・仲介手数料上限50,000円/回まで）

6 応募者、採用後の隊員本人が負担する主な経費

（1）応募時に本人が負担するもの

ア 応募用紙等郵送代（郵送の場合）

イ 住民票取得費用

ウ 2次選考（面接）時の面接会場までの宿泊費を含む往復旅費

※ 60歳以下の方は、お試し滞在補助を活用できます。

（2）着任後隊員本人が負担するもの

ア 国民健康保険料等

イ 着任時の引っ越し費用

ウ 委嘱日前の住居費

エ 住居の家財保険料

オ 生活用品及び生活備品の費用

カ 住居の水道光熱費等

7 その他

電車やバス等の公共交通機関が都会のように整備されておられませんので、佐伯市で生活するためには、自動車やバイク等を保有された方が便利であると思われます。

8 問い合わせ先

住 所	〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1-1 佐伯市役所 地域振興部 地域振興課 ふるさと振興係
連絡先	電話：0972-22-3033 F A X：0972-22-0025
メール	saiki-eiju@city.saiki.lg.jp